2　「のれんの償却額　(13)」及び「(13)×80又は70/100　(14)」の各欄は、投資法人の平成26年4月1日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。

別表十㈠の記載要領第11中「同条第3項の規定により同条に規定する課税事業年度とみなされる事業年度を除く。」を加える。

別表十の二を別表十の二㈠とし、別表十㈡の次に次の一表を加える。

別表十の二（一）　沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における計算	地区又は地域	措法第68条の63第1項の表の各号若しくは第2項又は旧効力措置法第68条の63第1項の表の第3号の区分 （第1号（情報通信産業特別地区） 第2号（国際物流拠点産業集積地域） 第2項（経済金融活性化特別地区） 旧第3号（金融業務特別地区））	1	第1号・第2号・第2項・旧第3号	特別控除等の計算	情報通信産業特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	13	円
							特別控除額 ((13)又は((27)×(13)/(24))×40/100)	14	
	設立年月日		2	平・・		国際物流拠点産業集積地域	特定事業に係る連結所得の金額	15	
							特別控除額 ((15)又は((27)×(15)/(24))×40/100)	16	
	認定法人としての認定を受けた日		3	平・・		金融業務特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	17	
	事業種目		4				所得基準額 ((17)又は((27)×(17)/(24))×40/100)	18	
	(1)又は旧第1号、第3号の場合	特定事業に係る個別所得金額	5	円			各連結法人の人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額の合計額	19	
		各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6				人件費基準額 (19)×20/100	20	
		特別控除額の個別帰属額 ((14)、(16)又は(21))×(5)/(6)	7				特別控除額 ((18)と(20)のうち少ない金額)	21	
	(1)が第2項の場合	個別所得金額 （別表四の二付表「34の①」） （マイナスの場合は0）	8			経済金融活性化特別地区	特別控除額 （各連結法人の(12)の合計）	22	
		経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	9	人		特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	連結所得金額仮計 （別表四の二「34の①」）	23	
		常時使用する従業員の総数	10				全軽減対象連結所得金額 (13)＋(15)＋(17)＋(各連結法人の(8)の合計)	24	
		従業員割合 (9)/(10)	11				特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額	25	
		特別控除額の個別帰属額 ((8)又は((27)×(8)/(24))×40/100×(11))	12	円			軽減対象連結欠損金額の合計額	26	
							調整軽減対象連結所得金額 ((23)と((24)－(25)－(26))のうち少ない金額)	27	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）